



Advise

i-Mark C.P.T.A. Corporation

第142号

送信日 2017/09/23

アイマーク税理士法人

文責 山川 圭介

<http://www.i-mark.jp>

つみたて NISA が創設されました。

1. つみたて NISA 創設の背景

平成 26 年 1 月に始まった現行の NISA は着実に普及しているが、「積立」による利用が少ないことや、口座開設後に一度も買付が行われていない口座が大半であることなど、少額からの積立投資が浸透していないという現状があります。

安定的な資産形成を行うためには長期の積立・分散投資が有効と考えられていることから、長期間非課税の恩恵を受けることができるつみたて NISA が創設されました。

2. つみたて NISA の概要

つみたて NISA 口座の開設の受付は、平成 29 年 10 月から開始されます。

NISA の制度は、現行の一般 NISA とつみたて NISA のいずれかを選択することとなるため、現在 NISA 口座を開設済みの方がつみたて NISA を希望する場合は所定の書類（非課税口座異動届出書等）を金融機関に提出することになります。（実際に投資を行うことができるのは平成 30 年 1 月から。）

投資を行うことができる期間は平成 30 年 1 月から平成 49 年 12 月となっており、非課税となる投資額の上限は年間 40 万円で、20 年間非課税保有することができます。

3. 投資可能な金融商品

つみたて NISA の投資対象商品として選ばれるのは、「長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託」で、以下の要件をすべて満たすものです。

信託契約期間が無期限又は 20 年以上であること

分配頻度が毎月でないこと

ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと

告示で定める要件を満たしていること

対象商品の詳細は平成 29 年 10 月以降に金融庁 HP で公表。

現行の NISA と異なり、株式への投資を行うことはできません。

4 . NISA 比較一覧

	NISA (現行)	つみたて NISA	ジュニア NISA
利用できる方	20 歳以上の居住者等	20 歳以上の居住者等	0 ~ 19 歳の居住者等
非課税対象	株式・投資信託等への投資から得られる配当金・分配金・譲渡益	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託への投資から得られる分配金・譲渡益	株式・投資信託等への投資から得られる配当金・分配金・譲渡益
投資方法	通常買付・積立方式	積立方式 (契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付)	通常買付・積立方式
非課税投資年間上限額	120 万円 (平成 28 年 ~)	40 万円	80 万円
非課税保有期間	最長 5 年間	最長 20 年間	最長 5 年間
非課税投資総額	600 万円	800 万円	400 万円
受付開始時期		平成 29 年 10 月 1 日	
投資可能期間	平成 26 年 1 月 ~ 平成 35 年 12 月	平成 30 年 1 月 ~ 平成 49 年 12 月	平成 28 年 4 月 ~ 平成 35 年 12 月
払出	いつでも可能	いつでも可能	18 歳までは払出制限あり
金融機関変更	可	可	不可
他の制度との関係	積立 NISA と選択して適用可能	現行の NISA と選択して適用可能	20 歳以降は自動的に NISA 口座が開設

まとまった買付資金による株式への投資が難しい場合や、現行 NISA の年間投資上限額の 120 万円を十分活用できない等の場合には、少額の資金から長期間 (年間 40 万円・最長 20 年間) にわたり投資信託にて投資・運用することができるつみたて NISA を利用するメリットがあるのではないのでしょうか。

5 . マイナンバーの届け出

平成 30 年 1 月以降に NISA 口座で買付等をするためには、金融機関に対しマイナンバーの届出手続を行う必要があります。

既に NISA 口座を持っていて、マイナンバーの届け出が完了している方は、特段の手続きはありません。届け出がまだの方は、平成 29 年 9 月末までであればマイナンバーの届け出だけ、10 月 1 日以降はマイナンバーの届け出と「非課税適用確認書の交付申請書」の提出が必要となりますのでご注意ください。